

ウエハ検査装置事件（異議取消決定取消訴訟事件）	
事件の表示	令和1（行ケ）10124号 判決日：令和2年8月4日 担当部：知的財産高等裁判所第1部
判決	特許取消決定取消（特許異議申立てにおける取消決定を取消）
参照条文	特許法29条2項
キーワード	進歩性

1. 事案の概要

本件は、本件特許（特許第6283760号）に対する特許異議申立て（異議2018-700690号）における特許取消決定を不服とした取消訴訟である。争点は、進歩性（特許法29条第2項）である。

2. 本件発明の要旨

異議申立てにおいて審理の対象とされた訂正後の請求項1に係る発明（本件発明1）は以下のとおりである。下線部は訂正箇所を示す。なお、審査過程で拒絶理由通知書は発行されていない。（請求項2は省略）

【請求項1】

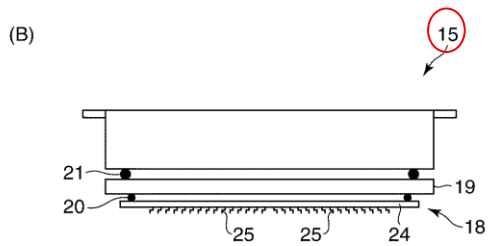
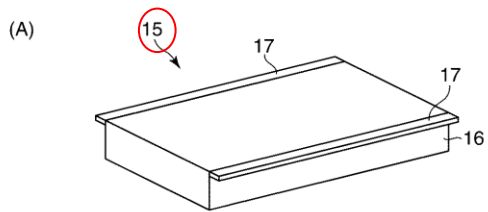
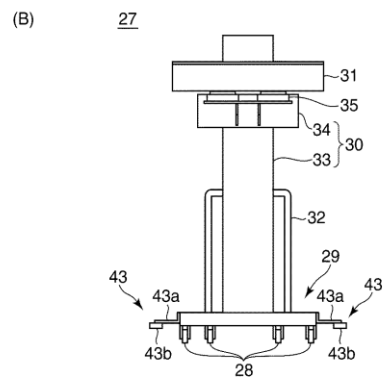
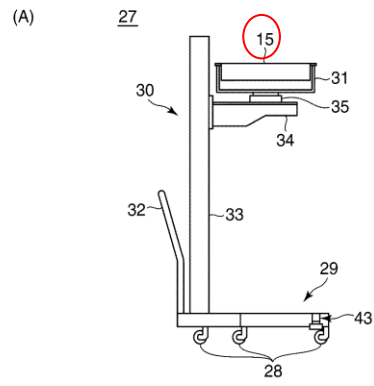
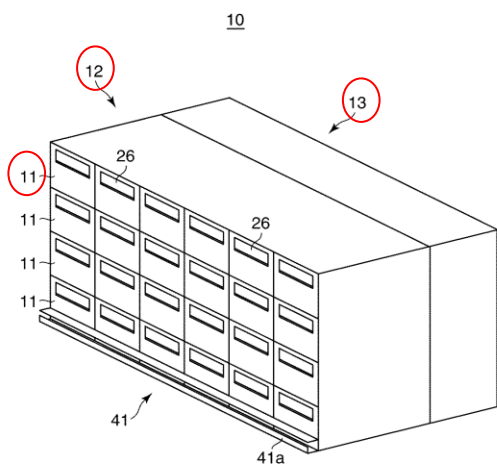
ローダと整備空間との間に配置された複数の検査室であつて、半導体デバイスが形成されたウエハの検査の際に用いられる被整備テストヘッドと、前記被整備テストヘッドを前記整備空間側に引き出すスライドレールと、を備えた複数の検査室と、

ウエハを搬送先の検査室内に搬送する前記ローダと、を備え、

前記被整備テストヘッドを引き出す整備空間側と前記ウエハを搬送するローダ側とが前記複数の検査室が配置されたセルタワーの反対側であることを特徴とするウエハ検査装置。

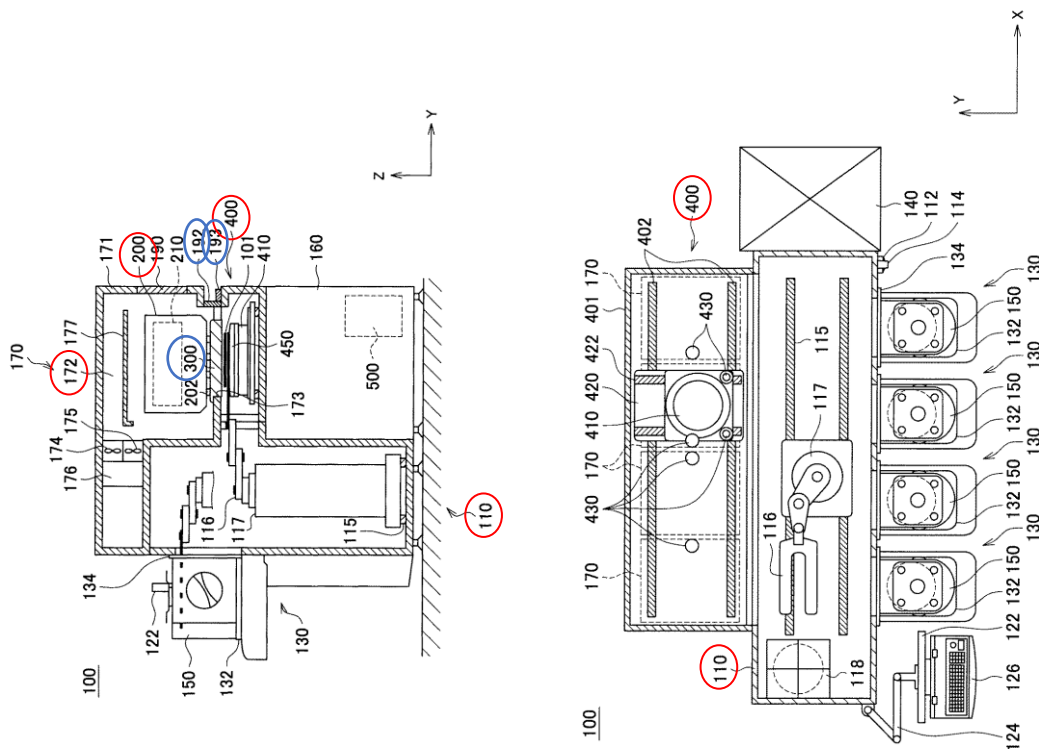
本件発明が解決しようとする課題及び効果は、「(交換が必要なメインボードが搭載された)テストヘッドを容易に引き出すこと」である(本件特許公報【0007】、【0010】)。

10 ウエハ検査装置、11 検査室、12 セルタワー、13 ローダ、15 テストヘッド、18 プローブカード、27 整備用台車、スライドレール（図面になし）



3. 取消決定の理由の要点

甲1（引用例：再公表特許第2011/016096号）



本件発明	甲 1
検査室	收容室 172 及びアライメントユニット 400 を合わせたもの
ローダ	E F E M 110
被整備テストヘッド	テストヘッド 200

プローブカード 300、メンテナンスカバー 192、ガイドレール 193

[一致点]

「ローダと整備空間との間に配置された複数の検査室であって、半導体デバイスが形成されたウエハの検査の際に用いられる被整備テストヘッドを備えた複数の検査室と、ウエハを搬送先の検査室内に搬送する前記ローダと、を備え、整備空間側と前記ウエハを搬送するローダ側とが前記複数の検査室の反対側であるウエハ検査装置。」

[相違点 1]

本件発明 1 は、「複数の検査室」が、「前記被整備テストヘッドを前記整備空間側に引

き出すスライドレール」を備え、「被整備テストヘッド」を引き出すものであるのに対し、引用発明は、「複数の収容室172のそれぞれには、」「メンテナンスカバー192が設けられ、当該メンテナンスカバー192の外側には、前記プローブカード300を引き出した場合に当該プローブカード300を支持するガイドレール193が設けられ」、「プローブカード300」を引き出しているものの、「テストヘッド200」を引き出すものではなく、「テストヘッド200」を「整備空間側に引き出すスライドレール」も備えていない点。

[相違点2]

本件発明1は、「複数の検査室が配置されたセルタワー」を備えているのに対し、引用発明は、そのような構成を備えているか定かではない点。

(ア) [相違点1] について

引用発明の「プローブカード300」や「テストヘッド200」は、いずれも収容室172に設けられたメンテナンスカバー192や背面扉190を開けてメンテナンスされるものであり、そのメンテナンスは、例えば、「プローブカード300」を交換したり、「テストヘッド200」中のピンエレクトロニクス210を交換したり、その他のメンテナンスを実施するものである。

引用発明において、「メンテナンスカバー192から外部に引き出した前記プローブカード300」「を支持するスライドレール193」を設ける構成を採用するのは、「プローブカード300」を収容室172内に収容したままメンテナンスカバー192を開けてメンテナンスを行う場合と比較して、メンテナンス作業を容易に行うことができるためであると解されるどころ、メンテナンスの対象物を外部に引き出してメンテナンスすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることは、例えば、引用文献2(甲2)に記載されているように周知技術であるということもできる。

そうすると、引用発明において、メンテナンスを行う「テストヘッド200」についても、引き出してからメンテナンスを行う方が作業を容易に行うことができるのは明らかであるから、「テストヘッド200」を収容室172からスライドレールによって引き出す構成を採用し、メンテナンスを行うように構成することは、当業者であれば容易に想到し得るものである。

(イ) [相違点2] について

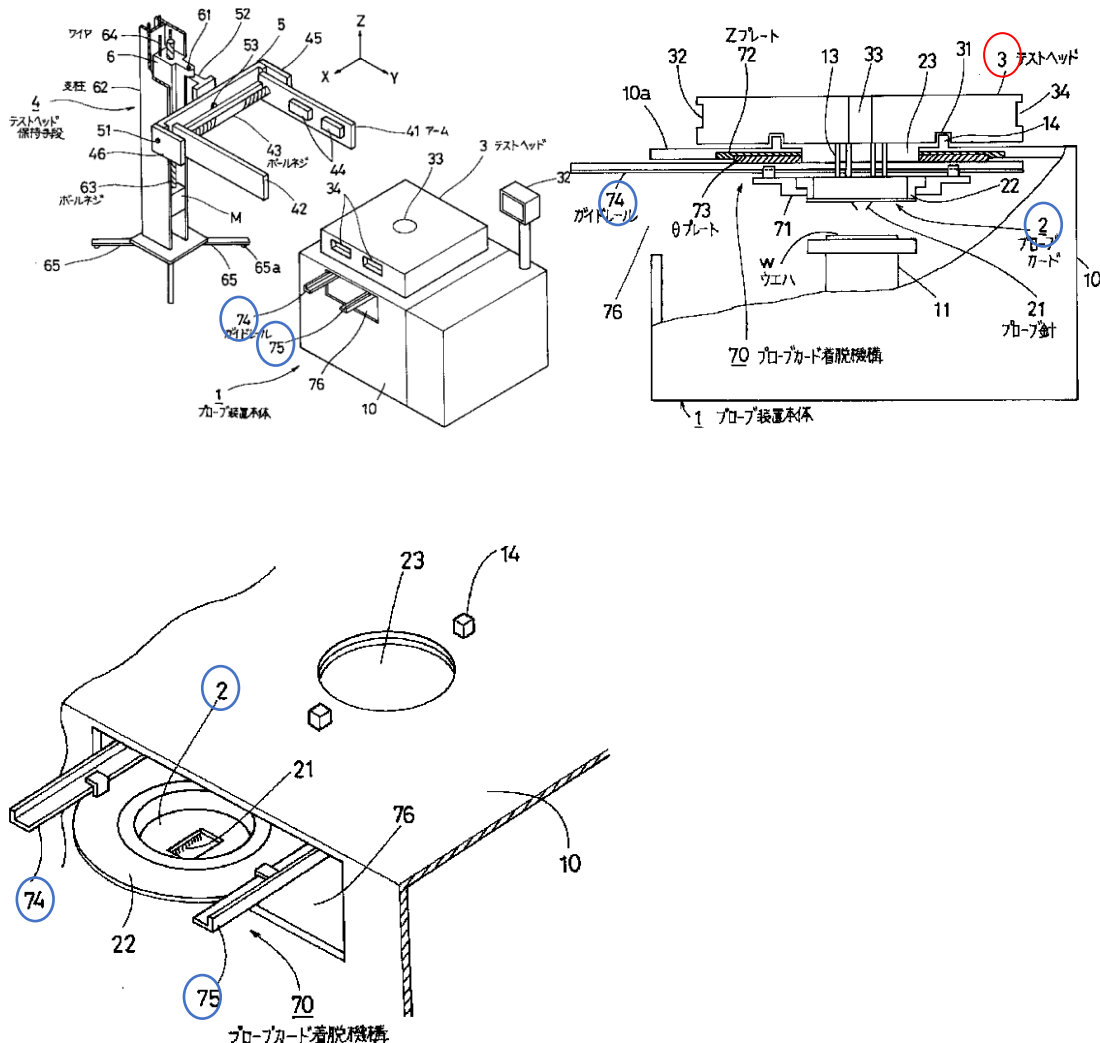
本件発明1の「セルタワー」が、「複数の検査室が配置された」ものであれば、引用発明も複数の「収容室172」を備えているので、[相違点2]は実質的な相違点ではない。

仮に、「セルタワー」が、本件特許明細書の【0015】に記載された「複数の検査室

(セル)が多段に配置されたものであるとしても、ウエハの試験装置では一般に省スペース化が求められているところ、上記2(3)及び(4)によれば、省スペース化のために、検査室や試験装置を縦横に多段に積層配置して、その内部でウエハの検査や試験を実施することも周知技術であったということが出来るから、引用発明においても省スペース化のために、「収容室172」を積層構造とし、セルタワーとすることに格別の困難性はない。

4. 裁判所の判断

引用文献2(甲2:特開平5-175290)



甲2文献には、プローブ装置において、①プローブ装置筐体(10)内から外に向かってガイドレール(74, 75)を設け、プローブカード(2)を交換する際に、プローブカードをガイドレールに沿って引き出すこと、②プローブ装置本体(1)の上面に被検査体(W)に対向して載置されたテストヘッド(3)のメンテナンスやパフォーマンスボード

の交換については、テストヘッドをプローブ装置本体から分離して上昇させて別の場所に移動することが記載され、検査室（筐体10）の内部から整備空間側にテストヘッド（3）を引き出すことの記載はない。

甲2文献及び乙1～3には、相違点1に係る構成（検査室が整備空間側にテストヘッドを引き出すスライドレールを備え、テストヘッドを引き出す構成）の記載はなく、本件証拠上、他に上記構成が記載された文献はない。そうすると、引用発明に甲2文献及び乙1～3に記載された事項を組み合わせても、本件発明の構成には到らない。

したがって、当業者において、引用発明に甲2文献及び乙1～3に記載された事項を組み合わせて、相違点1に係る本件発明1の構成を容易に想到することができたということはない。

被告の主張について

(ア) 被告は、甲2文献や乙1～3の記載によれば、メンテナンスの対象物を引き出してメンテナンスをすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることは周知技術であると主張する。

引用例及び甲2文献には、プローブ装置において、メンテナンスの際に検査室からプローブカードを引き出すこと及びその際ガイドレールに沿って引き出す構成とすることの記載がある。しかし、本件原出願の当時、テストヘッドの重量は25kgから300kgを超えるものが知られ（本件明細書【0022】、甲5【0003】・【0043】、甲6【0014】、甲7、乙3【0005】）、テストヘッドとプローブカードとは重量や大きさにおいて相違することは明らかである。したがって、プローブカードに関する上記記載から、テストヘッドを含むメンテナンスの対象物一般について、メンテナンスの対象物を引き出してメンテナンスをすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることが周知技術であったということはない。また、乙1～3には、検査室に收容されたテストヘッドの構成は開示されておらず、テストヘッドを引き出すものではないから、被告の主張する周知技術を裏付けるものではない。

以上によれば、被告の主張する各文献の記載から、メンテナンスの対象物を引き出してメンテナンスをすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることが周知技術であったということはず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 被告は、乙3（【0024】）にも記載があるとおり、テストヘッドを引き出した方が作業性に優れることは自明であるから、メンテナンスの対象物をスライドレールにより引き出してメンテナンスを行う方が、作業が容易であることを動機付けとして、引用発明において、相違点1に係る構成を想到することは容易であると主張する。

しかし、乙3はテストヘッドが検査室に收容されたプローブ装置を開示するものではなく、同段落の「超重量級のテストヘッドであってもテストヘッド4を安全且つ円滑に反転させ、前後、上下に移動させることができ、テストヘッド4をメンテナンス等の作業性に優れた

位置へ移動させることができる。」との記載から、テストヘッドを引き出した方が作業性に優れていることを読み取ることはできない。

また、引用例には、(1)試験対象の仕様及び試験内容に応じて行うピンエレクトロニクスの交換や、その他のテストヘッドのメンテナンスは収容室の背面扉を開けて行うこと（【0029】，【0036】，【0063】，【0080】，【0085】），(2)レイアウトの異なるウェアに対応するためのプローブカードの交換や、その他のプローブカードのメンテナンスは収容室のメンテナンスカバーを開けて行い、プローブカードは収容室の外部に引き出すことができること（【0028】，【0029】，【0030】，【0037】，【0080】，【0085】），(3)背面扉はテストヘッドのメンテナンスが容易な位置に配置され、メンテナンスカバーはプローブカードのメンテナンスが容易な位置に配されていること（【0029】）が記載されている。

このように、引用発明においては、テストヘッドのメンテナンスは背面扉を開けて行うものとされ、背面扉はメンテナンスを行うのに容易な位置に配置されているのであるから、検査室が整備空間側にテストヘッドを引き出すスライドレールを備え、テストヘッドを引き出す構成を採用することの動機付けは見いだせない。

(ウ) 以上によれば、被告の主張は採用できない。

5. コメント

本件の異議決定は、引用文献の技術内容を上位概念化ないし一般化したものを周知技術と認定しましたが、本判決ではそのような上位概念化を否定し、引用文献に記載の技術が周知技術とは言えないと判断しました。このように特許庁の審査官・審判官による引用文献の技術内容の上位概念化を否定した判決として以下のものがあります。

◎平成25年（行ケ）10240号審決取消請求事件

『刊行物に記載された技術的思想ないし技術的構成を不必要に抽象化、一般化すると、恣意的な認定、判断に陥るおそれがあることに鑑みれば、当該刊行物に記載されている事項の意味を、当該技術分野における技術常識を参酌して明らかにするとか、当該刊行物には明記されていないが、当業者からみると当然に記載されていると解される事項を補ったりすることは許容され得るとしても、引用発明の認定は、当該刊行物の記載を基礎として、客観的、具体的にされるべきである。』

◎平成23年（行ケ）10121号審決取消請求事件

『当該発明が、発明の進歩性を有しないこと（すなわち、容易に発明をすることができたこと）を立証するに当たっては、公平かつ客観的な立証を担保する観点から、次のような論証が求められる。すなわち、当該発明と、これに最も近似する公知発明（主引用発明）とを対比した上、当該発明の引用発明との相違点に係る技術的構成を確定させ、次いで、主たる引用発明から出発して、これに他の公知技術（副引用発明）を組み合わせることによって、当該発明の相違点に係る技術的構成に至ることが容易であるとの立証を尽くしたといえるか否かによって、判断をすることが実務上行われている。』

この場合に、主引用発明及び副引用発明の技術内容は、引用文献の記載を基礎として、客観的かつ具体的に認定・確定されるべきであって、引用文献に記載された技術内容を抽象化したり、一般化したり、上位概念化したりすることは、恣意的な判断を容れるおそれが生じるため、許されないものといえる。そのような評価は、当該発明の容易想到性の有無を判断する最終過程において、総合的な価値判断をする際に、はじめて許容される余地があるというべきである。』

このように同様の判決が繰り返し出されていますので、審査官・審判官による判断に引用発明に記載された技術内容の上位概念化が含まれていないかを常に慎重に検討する必要がありますと言えそうです。

以上